

仕様書

1. 件名

自治体 DX 推進のための業務改善プラットフォーム環境構築業務

2. 目的

本調達は、広島県坂町および江田島市(以下「甲」という。)が利用でき、ノーコードツールおよびモバイルアクセスツールを活用し、LGWAN 環境からセキュアに業務改善を図る環境(以下「本システム」という。)を構築することを目的とする。また、本システムを複数の自治体が共同で調達・構築を行うことにより、費用の低廉化および有利な財源(デジタル活用推進事業債等)での執行を図るものとする。

3. 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 利用する場所

- (1) 坂町役場(広島県安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目 1 番 1 号)
- (2) 江田島市役所(広島県江田島市大柿町大原 505 番地)
および、甲が指定する場所(テレワーク環境等を含む)。

5. 業務範囲(構築内容)

受注者(以下「乙」という。)は、以下の機能を有し、甲が契約期間を通じて利用でき、LGWAN 環境からセキュアに業務改善等を図れるシステム環境を構築すること。

5-1. 業務改善プラットフォーム(ローコード)環境の構築

(1) システム要件

LGWAN 環境およびインターネット環境の双方から利用可能な、サイボウズ株式会社が提供する「Kintone」スタンダードコース相当の機能を有するクラウド環境を構築すること。

(2) 環境構築規模(利用可能ユーザー枠)

(ア) 合計 200 ユーザー分

・坂町環境:130 ユーザー分 ・江田島市環境:70 ユーザー分

(イ) ゲストユーザー枠:合計 4 ユーザー分

・坂町環境:4 ユーザー分 ・江田島市環境:0 ユーザー分

(3) 機能要件

・「Kintone」スタンダードコース相当のアプリ作成、スペース機能、プロセス管理等の機能を備えていること。

・API 連携が可能であり、外部サービスとのデータ連携に対応できること。

5-2. モバイルアクセス環境「LGWAN 環境対応のセキュアな環境」の構築

(1)システム要件

株式会社レコモット提供の「moconavi(モコナビ)LGWAN クラウドゲートウェイサービス」相当の仕組みにより、LGWAN 環境から前項の業務改善プラットフォームへセキュアに接続できる経路・環境を構築すること。※ただし、前述の坂町のゲストユーザー4 ユーザーは、坂町の 130 ユーザーに含まれない。ゲストユーザーは、セキュアな接続(LGWAN 回線を用いた接続)の対象外とする。

(2)経路対象

坂町および江田島市まで

(3)機能要件

端末にデータを残さない仕組みを有し、高いセキュリティレベルを確保できること。

6. 入札参加資格(導入実績等)

本調達に参加する者は、以下の要件を満たすものであること。

- (1) ノーコードツール製造元のオフィシャルパートナー(認定パートナー)であること。
- (2) 過去に国または地方公共団体において、同種の業務改善プラットフォームの導入・構築実績を有すること。

7. 坂町における特記事項(拡張機能等)

坂町環境において導入・連携を予定している拡張機能(プラグイン、連携サービス等)およびそれに伴う詳細な技術要件については、別途「坂町特記事項仕様書」に定める通りとする。乙は、当該仕様書に基づき、必要な環境設定および連携確認を行うこと。

8. 情報セキュリティ要件

8-1. 準拠

乙は、総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和 7 年 3 月版)」および甲の情報セキュリティポリシーに準拠したサービス環境を提供すること。

8-2. ISMAP に関する要件

提供するクラウドサービスは、以下のいずれかを満たすこと。

・ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)に登録されていること。

ただし、契約期間中に登録の有効期限が到来する場合であっても、登録の更新が確実に見込まれる、またはそれと同等のセキュリティ水準を有していると認められるものであること。

・2027 年 3 月の契約期間終了までに ISMAP 取得が見込まれることが確認できること。

9. 保守・サポート体制

- (1) システムに障害が発生した場合は、速やかに甲へ通知し、復旧にあたること。
- (2) 契約期間中、甲からの技術的な問合せに対して、メールまたは電話等により日本語で対応すること。

10. 支払条件

10-1. 請求(按分・請求書の分割)

本業務の対価(システム環境構築費等)については、各団体の利用規模に基づき按分した金額にて、各団体宛に個別の請求書を発行すること。

- ・坂町宛請求:坂町環境分(130 ユーザー枠等)および関連する諸経費
- ・江田島市宛請求:江田島市環境分(70 ユーザー枠等)および関連する諸経費

10-2. 支払時期

支払時期については、原則として検査合格後、乙からの適法な請求書を受理した日から所定の日数以内に支払うものとする。ただし、甲乙協議の上、年度末一括払い等、別の支払条件を定めることを妨げない。

ア. 年間払い(年間役務)とする場合

当該年度(または当該1年)の役務について、10.3(2)に定める検査合格後、乙は各団体宛に当該年分を請求し、甲は請求書受理後、所定の日数以内に支払う。

イ. 月払い(月次役務)を認める場合

各月の役務について、10.3(3)に定める検査合格後、乙は各団体宛に当該月分を請求し、甲は請求書受理後、所定の日数以内に支払う。

ウ. 月払いを適用する場合

支払対象期間が月の途中から開始または月の途中で終了する等、端数月が生じるときの支払対象期間および請求方法は、甲乙協議の上定める。

10-3. 「検査合格」の定義

- (1) 本仕様書における「検査合格」とは、乙が本業務の役務として提供する「LGWAN 回線を用いてセキュアに業務改善ができるプラットフォーム環境」について、支払対象期間に応じて、甲が当該役務提供の完了を確認した状態をいう。
- (2) 年間払い(年間役務)とする場合の検査合格は、LGWAN 回線を用いてセキュアに業務改善ができるプラットフォーム環境構築を1年間構築(維持・提供)したことを甲が確認した時点をいう。
- (3) 月払い(月次役務)を認める場合の検査合格は、各月の支払対象期間(以下「当該月」という。)について、乙が LGWAN 回線を用いてセキュアに業務改善ができるプラットフォーム環境を当該月の期間中、維持・提供したことを甲が確認した時点をいう。

なお、月払いにおける検査合格は当該月の役務提供部分に係る検査合格であり、契約期間全体の役務提供の完了を意味しない。

(4)月払いを適用する場合で、検査対象期間が月の途中から開始または月の途中で終了する等、端数月が生じるときの検査対象期間および検査合格の取扱いは、甲乙協議の上定める。

11. 守秘義務

乙は、本契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。本契約が終了した後も同様とする。

12. その他

本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。